

～ 就業支援金制度はじめました ～

社会福祉法人 標津福祉会では、標津町の助成制度をもとに、「就業支援金制度」を導入しました。

【支給要件】

- 介護従事者
- 雇用開始日以前 3 年間に於いて標津町内の介護施設等に雇用されていない方。
- 常勤職員で、全てのシフトに対応できる方。
- 3 年以上従事すること。（3 年以内に退職された方は返還していただきます。）
- 市町村税等を滞納されていない方。

【支給額】

★募集人数に達した段階で終了することがあります。

| | 就業支援金 | | | | 住宅準備支援金 ※3 (他町からの転入者) |
|--------|--------------------|--------|-------|-------|--------------------------|
| | 合計額 ※2 (3年分割支給) | 1年目就業時 | 2年経過時 | 3年経過時 | |
| 未経験者 | 30万円 | 10万円 | 10万円 | 10万円 | 10万円加算 |
| 経験者 ※1 | 50万円 | 10万円 | 20万円 | 20万円 | |

※1: 経験者:介護事業所等で1年以上経験のある方。 ※2: 所得税等の控除対象。
 ※3: 3年以上、標津町内に生活拠点を持ち在住すること。



詳しくは、社会福祉法人 標津福祉会
 (電話:0153-82-1414)までお問い合わせ下さい。



以下は、ハローワークにて募集中の一例です。 求人事業所番号:0120-101012-4

■ 介護職 ■

【業務内容】 生活支援、介護ケア業務など

【勤務内容】 実働 8 時間のシフト制(1ヶ月毎)

【勤務地】 特別養護老人ホーム標津はまなす苑、小規模多機能型居宅介護施設 陽だまり

| | 正職員 | |
|----|---|------------------------------------|
| | 介護福祉士 | 無資格者 |
| 本俸 | 186,500円～(職歴換算有) ※業務手当、処遇改善手当含む | 174,800円～(職歴換算有) ※業務手当、処遇改善手当含む |
| 賞与 | 6月:1ヶ月、12月:2.1ヶ月 | 6月:10万円、12月:20万円 |
| 手当 | 土日祝日手当1,200円/日、夜勤手当4,800円/回、寒冷地手当(11～3月)、住居手当、扶養手当、通勤手当、被服手当(年1回) | |
| 待遇 | 退職金共済手当(法人負担有)、定期昇給有 | |



Social welfare corporation Shibetsu-Fukushikai

